

ケアサポートゆう 指定居宅介護支援

重要事項説明書

(令和 7年 3月 1日 現在)

1、 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号	0 1 7 6 - 6 8 - 4 7 8 0
緊急連絡先	上記の電話で 24 時間対応致します。 (時間外は転送により対応)
担 当 者	増山美津子・石橋優美子・竹高まち子 中村香織・苫米地 光・立石大樹・天間三枝子

2、 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	ケアサポートゆう
所 在 地	青森県上北郡七戸町字道ノ上 1 1 8 番地 1
介護保険指定番号	0272501313
サービスを提供する地域	七戸町(旧天間林村)

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	兼務の別	計
管 理 者 主任介護支援専門員	介護福祉士	1 名		専従	1 名
主任介護支援専門員	介護福祉士	1 名	1 名	専従	2 名
介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉士 看護師	2 名 1 名 1 名		専従 3 名 兼務 1 名 (介護員)	4 名
合 計		6 名	1 名		7 名

(3) 営業日および営業時間

		営業時間
営業日	下記休業日を除く 毎日	午前 8 時～午後 5 時
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝祭日 12 月 3 0 日～1 月 3 日	

(4) 従業員の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	主任介護支援専門員であり、介護支援専門員の従業員の管理、また居宅介護支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業者に厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を、遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
主任介護支援専門員	他の介護支援専門員への指導・助言や地域全体の包括的・継続的なケアマネジメントを担います。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護状態等にあるご利用者及びその家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また必要に応じて施設サービスを利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、各町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整を行ないます。

3、 介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

- ① 重要事項説明書の内容を確認し、同意。
- ② 担当介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画に対するご利用者に同意
- ④ 居宅サービス計画に基づくサービス事業所の選定
- ⑤ サービスの利用開始

4、 利用料金

(1) 利用料

要支援または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担額はありせん。尚、当事業所は特定事業所加算Ⅰの届出を行っております。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、

要介護1・2の場合1ヶ月につき 16,050 円 (加算含む)

要介護3・4・5の場合 1ヶ月 19,300 円 (加算含む)

※ 事業実施地域を超えて、中山間地域に居住する利用者に支援を行った場合は、所定単位数の5%が加算になります。(この場合、交通費は算定しません。)

上記に基づいた金額をいただき、(但し、初回の場合は加算が適用されます。3,000 円)

当事業所からサービス証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を、後日お住まいの町村窓口にて提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の場合は、提供する地域の境界地点から10kmまで
50円/km、10kmを超える場合40円/kmを徴収することもあります。

(3) 解約料

ご利用者ご都合により解約した場合は、下記の料金を戴きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約をした場合、

要介護1・2の場合16,050円、要介護3・4・5の場合19,300円

(初回時は加算3,000円)

但し、国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出終了後に解約をした場合料金は一切かかりません。

5、当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- * 要介護状態等にあるご利用者が、可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- * ご利用者の心身の状況、また置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるように支援いたします。
- * 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重すると共にご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、複数の事業者の紹介を求めることができます。尚、その計画に位置づけた理由を説明いたします。
- * 公立・中正なケアマネジメントの確保を図るために、利用開始時、ケアプランに位置づけた下記サービス割合等は求めがあれば説明致します。
(訪問介護・通所介護・福祉用具貸与の割合)
- * 町村、社会福祉協議会、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合は、他職種相互の協働により、連携の体制を作り、利用者の状況や変化に応じた支援を行います。また、高齢者以外にも、日常的に介護を行っている児童や、障害者・生活困窮者・難病患者等への支援に関する知識等に関する事例検討会・研修等を実施します。
- * 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催いたします。
- * 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- * 介護支援専門員実務研修における科目、「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力体制を確保します。
- * 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加致します。
- * 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会を実施します。
- * 感染症の発生及び、まん延防止等に関する取り組みを実施します。
- * 感染症や災害が発生しても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

(2) 居宅介護支援の提供方法及び内容等

* 居宅サービス計画の作成方法

身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態等にあるご利用者の状況を総合的にとらえ、ご利用者のご相談内容に対応できる「厚生労働省で定める本標準課題分析項目」を用いて、居宅サービス計画を作成します。

居宅支援事業者と、指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めます。

* 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成します。

* 相談受付場所

ご利用者のご自宅、またはご利用者（及びそのご家族）が指定される場所
当事業所内の相談室または会議室

* 介護支援専門員の居宅訪問頻度

原則として1ヶ月に1度の訪問させていただきますが、その他必要に応じて随時実施致します。

* サービス担当者会議の開催

ご利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。開催場所は、当事業所の相談室または必要に応じその場所を決定し、開催致します。

また、感染予防や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等のICTの活用も実施します。

* 医療と介護の連携

- ・ 訪問介護事業所等から伝達された、ご利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネジャーから、主治医の医師等に必要な情報伝達を行います。
- ・ ご利用者の入退院時は、医療機関と総合的に連携をいたします。主治医に担当ケアマネジャーの氏名をお伝えください。
- ・ 医療系のサービスを希望された場合、医師等からの同意をいただき、計画を作成します。その計画書は主治医等に交付致します。

* 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発防止をするために必要な指針の整備を行います。

* 障害福祉制度との連携

障害福祉サービスを利用してきたご利用者が介護保険サービスを利用する場合等に、特定相談支援事業者と連携いたします。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介 護 支 援 専 門 員	○	変更を希望される方はご相談下さい。
調 査（課題把握）方法	○	厚生労働省で定める本標準課題分析項目
介護支援専門員への研修実施	○	個別的に研修内容を設定します。 認知症対応専門研修含む
申し込み後 の 解 約	○	前記4の(3)

6、サービス内容に関する苦情

① 当事業所 （ご利用者相談・苦情相談担当）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当	電 話 番 号
石橋 優美子	0176-68-4780

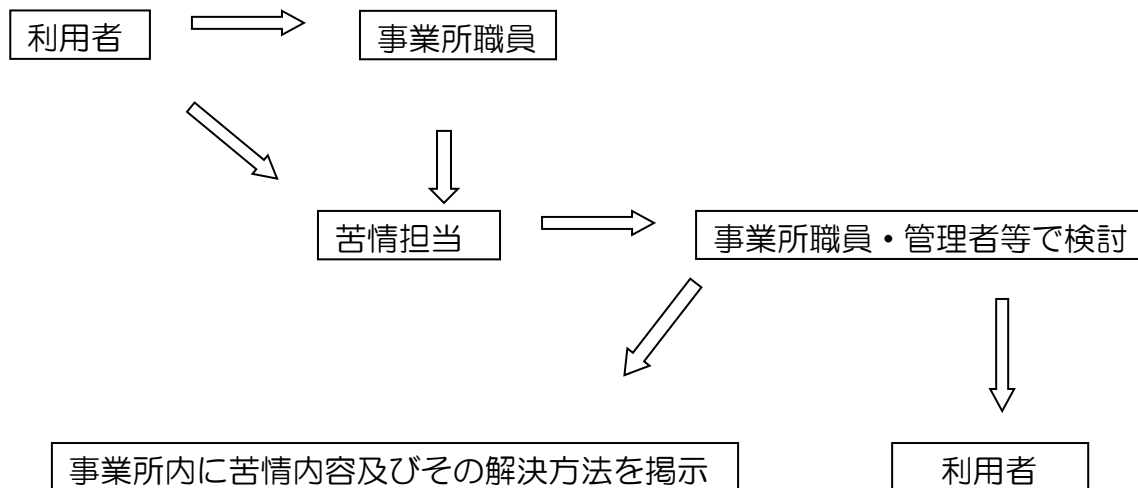
電 話 緊急時 090-4631-5918 F A X 0176-68-4714

受付日 月～金曜日（但し 祝祭日・12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時から午後5時まで

(1) 苦情処理体制

苦情処理フロー



② 当事業者以外に、町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

七戸町介護高齢課 0176-68-3500 （旧天間林村 保健センター内）

（七戸町支所 0176-62-2114）

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

7、秘密の保持

- ① 当事業者は、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を厳守します。
- ② 当事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者または、その家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業者は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意を戴きます。

8、事故発生時の対応等

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償責任共済契約を締結しています。

9. サービス実施の記録について

(1)サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

10、当事業所の概要

名 称	株式会社 ゆ う
代表者名	代 表 取 締 役 増山美津子
所 在 地	〒039-2832 青森県上北郡七戸町字道ノ上118番地1 電話 0176-68-4780
担当ケアマネジャー	氏 名 _____

重要事項説明承諾書

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上 118 番地 1
事業所名 ケアサポート ゆ う

説明者

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との関係)